

(仮称)新宿区災害対策推進条例の制定に向けたパブリック・コメントの実施結果

1 基本的考え方

No.	分野	意見の趣旨	意見に対する区の考え方	対応
1	基本的考え方	減災の視点に立つ災害対策推進条例の制定は必要だと思えます。	条例では、減災の視点を基本に置き、自助、共助、公助の理念に基づき区、区民及び事業者等がそれぞれの責務を果たし、相互に連携を図りながら災害対策を推進する旨を規定する予定です。	骨子にあり
2	基本的考え方	新宿区の特性を踏まえ、災害対策全般に手を広げずに、目的を絞った条例、例えば地震対策、帰宅困難者対策、新宿駅周辺混乱防止対策など、特化した条例でもよいのではないかと思います。	ご意見にあるような個別の条例を制定する予定はありませんが、この条例において、地震対策、帰宅困難者対策(新宿駅周辺の混乱防止を含みます。)、風水害対策等の災害対策について規定する予定です。災害ごとの対策については、地域防災計画等で定めており、これに基づいてしっかりと推進していきます。	その他
3	基本的考え方	防災に関しては、言葉ではなく形になることは歓迎です。	区の災害対策を推進するための基盤となるものが必要であることから、総合的な災害対策を明確かつ体系的に示すため、今回、条例を制定するものです。 条例では、減災の視点に立ち、自助・共助・公助の理念に基づき、区、区民、事業者等の各主体の責務を明らかにしていくとともに災害予防対策、災害応急対策、帰宅困難者対策、復興対策を定めていきます。制定後は、条例に基づいて、更なる災害対策の推進を図っていきます。	骨子にあり
4	基本的考え方	区、区民、事業者に同等に義務を負わせていることに疑問を感じます。表現の工夫が必要だと思えます。	条例では、自助、共助、公助の理念を明確にするため、各主体の責務を規定する予定です。その内容、程度等については、「同等」になるものではありません。 表現については、十分に工夫をします。	骨子にあり
5	基本的考え方	防災精神を住民が持つ必要性は求めても良いと思うが、心構えとして、条例で義務化するものでもないと思えます。	首都直下地震発生の切迫性が指摘され、災害対策の充実・強化が喫緊の課題となっています。このため区は、災害から区民等の生命、身体、財産等を守る決意を宣言し、「逃げないですむまちづくり」の実現に向けた災害対策の基本を示すことが重要との認識の下、減災の視点に立ち、自助、共助、公助の理念や区、区民、事業者等の責務について条例で規定していく予定です。	骨子にあり
6	基本的考え方	区民の立場での行動の指針ができると、大変行動しやすくなると考えます。	条例では、新宿区の災害対策の基本方針のほか区民の責務について規定する予定です。 具体的な取組みについては、地域防災計画にもとづく施策ごとのマニュアル等を作成し、定めています。これらの内容は、ポイントをわかりやすくまとめてリーフレット等にして配布しています。	災害対策の参考
7	基本的考え方	この条例を読めば、各主体が果たすべきことがわかるような条例にすべきです。	条例では、自助・共助・公助の理念にもとづき、災害対策の主体となる区、区民、事業者等の責務について、それぞれ規定する予定です。	骨子にあり
8	基本的考え方	新宿区民の安全・安心の推進に関する条例の下位条例ではなく、基本的な条例とすべきです。	区が定める条例に上位、下位の関係はなく、規定内容が、基本的か具体的若しくは詳細であるか、又は総合的か分野を限定しているか等の違いがあります。新宿区民の安全・安心の推進に関する条例は、災害、事故、犯罪等の被害から新宿のまちを守り、安全で安心して暮らすことのできるまちを実現するための基本的な条例です。 今回制定する条例は、災害対策を推進するための条例として、新宿区における災害対策の基本的な事項について規定し、災害発生時にも逃げないですむまち新宿を実現するための条例として制定する予定です。	骨子にあり

9	基本的考え方	単に災害対策を推進するのではなく、災害を未然に防ぐための総合的な指針となる基本条例とするため、条例の名称を防災対策基本条例とすべきです。また、これに合わせて、災害対策を防災対策とするべきです。	阪神・淡路大震災及び東日本大震災等の教訓から、災害を未然に防止すること(防災)は困難であり、災害が発生した場合における被害を最小限とする「減災」の考え方が重要となってきています。このため条例は減災の視点に立ち、新宿区における総合的な災害対策の基本的な事項について規定するものです。 また、同時に災害対策を強力に推進していく決意を表すため、災害対策推進条例という名称とする予定です。	骨子にあり
10	基本的考え方	防災対策の基本方針の項に、新宿区の最高規範としての新宿区自治基本条例の基本理念を盛り込んでください。	新宿区自治基本条例は、基本理念として、「人権尊重」、「区民が自治の主役であり自治の担い手であること」及び「区は区民の総意に基づいて自治を行うこと」を定めています。 今回制定する条例にもこうした理念は当然に及ぶものですが、これらを受けて、「区民等の年齢、性別、言語、文化等の違いを認識した災害対策の推進」、「自助・共助・公助の理念にもとづく区、区民、事業者等の責務」を規定していく予定です。	骨子にあり
11	基本的考え方	災害対策基本法では、各主体の「責務」という形で規定しています。これに準ずるとともに、各主体が責任を持って取り組む決意を表すためにも、「責務」が適切であるので、各主体の「役割」を「責務」に改めてください。	災害対策については、自助、共助、公助の理念に基づき、自分たちの地域を、区、区民、事業者等の各主体が連携・協働して災害から生命、身体及び財産等を守ることが基本となります。 それぞれの主体が何を分掌し、果たすのかという「役割」を明確にするとともに、責任をもって果たしていくという視点から、「責務」という表現で規定します。	骨子に反映

2 規定内容・方法

No.	分野	意見の趣旨	意見に対する区の考え方	対応
12	全般	いつ起こるかかわからない自然災害に対して、事前に多方面の対策を打ち出すことはとても重要で必要なことだと思います。	ご意見のとおり、災害に対しては、減災の視点から予防対策を十分に行っておくことが重要です。条例においても、予防対策、応急対策、復興対策等、取り組むべき災害対策について、幅広く規定する予定です。	骨子にあり
13	全般	逃げないですむまちと限定している割には、内容が一般的で総論的だと思います。	この条例は、新宿区における災害対策を推進するにあたっての基本的な方針を規定する予定です。具体的な内容については、地域防災計画や、個々の施策の中での計画、マニュアル等で定め、取り組んでいきます。	骨子にあり
14	全般	「自然災害である地震等を防ぐことはできないが、その被害を最小限にとどめることはできる」という立場に立ち、区民、事業者と新宿区が一体となり、これらを推進する具体的で総合的な指針にする必要があります。この主旨を条例の前文として明記してください。	ご意見のうち、「減災の視点や区民、事業者と区が一体となり災害対策を推進していく」とこと及び「総合的な指針とする」とことについては、条例の制定目的や基本方針を定める条項で、規定する予定です。前文を設ける予定はありません。	その他
15	内容	発災直後の対応や復興対策など、他自治体より早く着手することのできるような、新宿区独自の内容をもっと盛り込むべきです。	発災直後の迅速な対応や復興対策の早期着手を行うためには、平常時からの十分な対策が必要です。このため、災害に強いまちづくりをはじめ区の体制整備、他自治体との相互援助協定の締結、地域防災力の向上に向けたネットワーク構築や防災訓練の充実など予防対策、応急対策、復興対策を規定する予定です。 これらの規定において区独自の施策を盛り込んでいきます。	骨子にあり
16	内容	地域防災計画とほとんど同内容で、条例制定の意義が不明瞭です。この条例で、地域防災計画に詳しく書かれていない何を明らかにするのか、具体例を示すなどして、明記してほしいです。	地域防災計画は災害対策基本法に基づき、災害対策に関する具体的な取組み等を定めたものです。今回制定する条例は、減災の視点に立ち、自助・共助・公助の理念に基づき、区、区民、事業者等の各主体の責務を明らかにし、新宿区における災害対策を明確かつ体系的に示すことにより、区の災害対策を推進するための基盤となるものです。	骨子にあり

17	内容	<p>予防対策として、より充実を図るため、次の項目を定めてください。</p> <p>都市基盤の整備、鉄道・道路等の安全の確保、電気、都市ガス、水道施設等の安全の確保、がけ・擁壁・ブロック塀等の安全の確保、宅地造成地の安全性、落下防止等、火災の防止等、消防団への支援、防災教育の推進、トイレの確保、現存井戸の活用</p>	<p>この条例では、ご意見をいただいた項目について全てを挙げて規定する予定はありませんが、挙げていただいた項目を推進していく規定内容とする予定です。</p>	骨子にあり
18	内容	<p>区民が意見を述べる権利を明確にするため、「区民又は防災組織は、地域の安全性について常に監視し、危険性のあるものについて区長に意見を述べるができる。」等と定めてください。</p>	<p>この条例で、意見を述べる権利を明確にする規定を設ける予定はありませんが、現在でも、区長へのはがき、区民意見システム、各種会合等通じて、地域の安全性についての情報提供や意見をいただいております、しっかりと踏まえて災害対策を推進しています。</p>	その他
19	構成	<p>わかりやすくするため、時系列的に予防対策と応急対策を分けてください。</p>	<p>予防対策と応急対策は、分けて規定する予定です。</p>	骨子にあり
20	防災会議	<p>防災会議を条例に位置づけるため、「防災会議の設置と地域防災計画の実施」の条を設け、「区は、災害対策基本法に基づき防災会議を設置し、最新の知見と区民の英知を集め、地域防災計画を策定する」旨を規定してください。</p>	<p>新宿区防災会議は災害対策基本法に基づき、新宿区防災会議条例で設置しています。この条例では、地域防災計画にもとづき災害対策を的確かつ円滑に実施していくことを規定していく予定です。</p> <p>なお、災害対策基本法の改正により、防災会議委員として新たに防災区民組織等の区民代表及び学識経験者が加わることとなり、最新の知見と英知を集め、平成25年度に予定している地域防災計画の見直しに取り組んでいきます。</p>	災害対策の参考
21	区職員	<p>区の職員には特別な役割が求められることから、「区の職員の責務」の項を加え、「区民の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努める」旨を定めてください。</p>	<p>新宿区自治基本条例の例により、区職員について、災害対策に関する知識及び技術の習得に努める旨を規定する予定です。</p>	骨子にあり

3 災害対策の取組み

No.	分野	意見の趣旨	意見に対する区の考え方	対応
22	全般	<p>ごみ収集地区ごとに、災害時の役割分担、連絡方法、飲料水の確保等の具体的な内容を定めたマニュアルの作成を指導又は義務化したらいかがですか。スイスでは、図表になったタイプのものを各自が持っています。</p>	<p>地域ごとの災害時の役割分担や連絡方法、飲料水の確保等については、町会・自治会を母体とする防災区民組織ごとに初期消火、避難誘導、救出救護などの担当や班編成を個別に定め規約や組織編制図等も整備しています。</p> <p>区は防災区民組織に対する活動助成をはじめ防災訓練の指導にあたるなど地域防災力の向上に努めています。なお、条例に「防災区民組織の育成・支援」の条項を設ける予定です。</p>	骨子にあり
23	防災まちづくり	<p>若葉地域は、都内でも危険度の高い地域です。都が推進する防災特区に準じた区独自の防災特区を設定して、物心両面からの行政の支援が必要だと思います。</p>	<p>若葉地域については、現在、特区とは名付けていませんが、区内で唯一、木造住宅密集地区整備促進事業を展開し、共同建替えに対する助成制度や主要な道路の拡幅整備等を進めています。今後はこうした支援事業に加え、耐震化支援事業などの既存の支援制度等の一層の周知に努めるとともに、区民の皆様への制度等の活用を働きかけ、より災害に強いまちづくりに取り組んでいきます。</p> <p>また、危険度の高い地区では街頭消火器の適正配置や増設をはじめ、小型消防ポンプの配備や訓練の強化、また、消火栓を活用するスタンドパイプの配備についても検討するなど初期消火体制の充実に努めています。</p>	災害対策の参考

24	災害対策の取り組み	この条例が制定されても、災害対策が具体的に進むように思えません。本当に効果のあがる対策を実施するためには、推進計画と数値目標を設定し、予算付けの根拠をはっきりさせ、実施主体を明確にし、利害関係を調整しながら進めていくべきではないでしょうか。	条例では、地域防災計画に基づく災害対策の的確かつ円滑な実施について規定していきます。地域防災計画では、具体的な減災目標(数値目標)を掲げこれに基づき推進すべき計画(事業)を体系的に示すとともに施策の実施主体についても明確にしています。 これは予算付けの根拠ともなり得るものです。なお、新宿区の地域防災計画は、東京都地域防災計画の修正を受けて、平成25年度中に見直しを行う予定です。	災害対策の参考
25	災害対策の取り組み	災害対策の進捗状況は、3箇月程度ごとに把握して、推進計画とのギャップを把握して対策を講じ、その状況を可視化し、公開する必要があるでしょう。	3箇月ごとの把握は極めて困難ですが、計画の推進には、進捗状況を把握・評価し、改善していくことは重要であると認識しています。災害対策については、地域防災計画に基づき、区、警察、消防等の防災関係機関や鉄道事業者、ライフライン事業者等が連携して取り組んでいます。 区が実施する、災害用避難施設及び備蓄物資の充実等や災害情報システムの再構築などの計画的・優先的に実施する必要がある災害対策事業については、計画事業として位置付け、行政評価の手法を活用して毎年、その達成状況の確認及び事業の評価を行い、結果を公表しています。	災害対策の参考
26	防災まちづくり	古い家の立て直しを進めてください。	個別具体的な提案のため、条例に直接的な規定は設けませんが、区民の責務として建物の耐震性や耐火性の確保に努めるとともに、区は適切な助言、指導等を行う旨の規定を設ける予定です。	災害対策の参考
27	防災まちづくり	災害時にスムーズに住むことができるように、都営住宅を増やすとともに、家具・家電の備蓄を進めてください。	個別具体的な提案のため、条例に直接的な規定は設けませんが、都では災害時の一時提供住宅として、都営住宅の空き室を確保しています。家具・家電の備蓄は、現在のところ検討していません。	その他
28	防災まちづくり	震災発生後の対策も大切ですが、まずは予防対策として既存の古い建物等の耐震化や火災時の避難通路の確保等が心配です。	現在、昭和56年以前の旧耐震基準の建物について、無料の予備耐震診断技術者派遣、耐震診断・補強設計、耐震補強工事(木造建築物が対象)への助成、道路沿いのブロック塀等の除却助成等、耐震化の促進、避難通路の確保等の取組みを進めています。 条例においても、災害に強いまちづくりの視点から、建物の耐震化等に関する必要な事項を規定する予定です。	骨子にあり
29	予防対策	ぜひ予防対策に力を入れて欲しいと思います。	この条例の目的は災害対策の総合的かつ計画的な推進を図り災害に強いまちづくりを進めることです。このため本条例に基づき、災害予防対策を強力に推進していきます。	骨子にあり
30	援助協定	「協定を締結します。」とあるのは、「締結することができる」とするのが、妥当ではないでしょうか。	東日本大震災の教訓を踏まえ、市町村、都道府県の区域を越える広域で連携しての災害対策が必要であるとの認識の下、協定の締結を積極的に推進していくため、このような表現としてしています。	骨子にあり
31	地域ネットワーク	医師、看護師、教師、消防士等潜在的に能力のある人達に、リーダーシップを取らせるネットワーク作りを行ってはいかががでしょうか。	条例では地域防災ネットワークを構築し地域防災力の向上を図ることについて規定する予定です。 なお、災害時には消防士は消防活動に従事することとなっていますが、医師や看護師は区内10か所に設置する医療救護所において、また、教師は避難所において地域防災計画等に基づき、災害時には適切な役割を担っていただきます。	骨子にあり
32	多文化共生	大久保地区は、105か国以上の人達が居住しています。骨子案では、外国人対策に不安があります。	条例に、「年齢、性別、言語、文化等の違いを十分に認識して災害対策を推進する」旨の規定を設ける予定です。区では外国人向けの様々な媒体で多言語による防災の情報提供を行っています。また、発災時に的確な情報発信を行っています。	骨子にあり

33	地域ネットワーク	区民としては、個人での災害対策以外に、町会、自治会等の区民組織に加入しての災害対策を行わないと、区の災害対策にも支障が出るのではないのでしょうか。区民の組織化も災害対策の課題として目標を設定すれば、区民の町会、自治会等への区民組織への加入も促進されるのではないのでしょうか。	条例においては、町会・自治会を母体とする防災区民組織の育成・支援、地域防災ネットワークの構築など地域防災力の向上を推進する条項を規定する予定です。 町会等への加入の促進については、区の第二次実行計画で目標値を設定して取組みを進めています。災害対策は町会等への加入促進の動機付けとして有効と考えられますので、今後検討します。	災害対策の参考
34	帰宅困難者対策	新宿駅は、乗降客が350万人と言われています。区内にあるJR、私鉄、地下鉄駅の客が街にあふれたらどうするのか、乗降客対策に不安があります。	条例に総合的な帰宅困難者対策の推進に関する規定を設ける予定です。 現在、鉄道事業者は、各駅において鉄道の運行が停止した場合に備え、利用客の待避スペースの確保や水・食料等の備蓄を進めています。一方、区は、国、都、民間事業者等と連携しながら帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保、避難誘導や災害情報の提供方法のしくみづくりなどの取組みを進めています。 また、こうした中、新宿駅周辺地域では、国の「都市再生安全確保計画」制度を活用して、避難施設の確保や避難誘導のための設備の整備、避難のルールづくりなど官民が連携した鉄道の乗降客を含む帰宅困難者対策を進めていきます。	骨子にあり
35	帰宅困難者対策	帰宅困難者対策については、企業が多く集まる地域だけに、もう少し具体的な指針を定めてもらいたいです。	帰宅困難者対策は、東京都帰宅困難者対策条例の規定との調整を行いながら、区の条例として必要な指針について規定する予定です。	骨子にあり
36	帰宅困難者対策	帰宅困難者対策の項で、区立小・中学校については児童生徒への対応が必要なことと、避難所になるという特殊性から、事業者等とは別に学校も位置付けてください。	個別具体的な提案のため、条例に直接的な規定は設けませんが、区立小中学校については、学校危機管理マニュアルの中で、学校と家庭との連絡方法やルールについて定めています。	災害対策の参考
37	帰宅困難者対策	帰宅困難者対策の項で、区立小・中学校について、保護者との連絡手段の確保その他必要な準備についても位置付けてください。	個別具体的な提案のため、条例に直接的な規定は設けませんが、区立小中学校については、学校危機管理マニュアルの中で、学校と家庭との連絡方法やルールについて定めています。	災害対策の参考
38	帰宅困難者対策	帰宅困難者対策の項で、区立小・中学校については、避難誘導の手段の確立についても位置付けてください。	個別具体的な提案のため、条例に直接的な規定は設けませんが、区立小中学校については、学校危機管理マニュアルの中で、在校時、登下校時等の避難誘導について具体的な対応を定めています。	災害対策の参考
39	帰宅困難者対策	帰宅困難者を減らすため、民間バスではなく、都バスを増加してください。	個別具体的な提案であるため、条例に直接の規定は設けませんが、内閣府と東京都が共同設置する首都直下地震帰宅困難者等対策協議会では帰宅困難者の帰宅支援のための搬送手段として都交通局とともに日本バス協会も参加し、他の交通機関とも連携して、帰宅困難者等の搬送を行う予定です。	その他
40	交通規制	東京、特に新宿は交通が全国一整備されています。緊急車両の通行や、帰宅困難者の帰宅が円滑に行えるように、首都圏の自家用車は手離すべきで、自家用車乗り入れ地区を認定し、公共交通機関を利用するようにすべきです。	警察は、震度6弱以上の地震が発生した場合には、救出救護や消火活動を行う緊急車両の通行路確保のため環状7号線内側都心部の交通規制を行います。また、東京都帰宅困難者対策条例等により、発災後3日間、帰宅困難者は事業所や駅、利用施設、学校にとどまることが原則とされており、4日目以降にバスなどの公共交通機関を使用した帰宅支援を行うこととなっています。 この条例では直接の規定を設けませんが、区は、警察をはじめ他の行政機関や公共交通機関等と連携して、災害時の緊急車両の通行の確保や、帰宅困難者対策を行っていきます。	災害対策の参考

41	交通規制	緊急車両が通行できるように、せまい路地への車の流入を規制してください。	個別具体的な提案であるため、また、災害時の道路交通規制については適切に対応するため警察の所掌となるので、条例に直接の規定は設けませんが、警察は、震度6弱以上の地震が発生した場合には、救出救護や消火活動を行う緊急車両の通行路確保のため環状7号線内側都心部の流入規制などの交通規制を行います。	その他
42	交通規制	細街路に駐車する等、消防車の通行を阻害するような不法行為を取り締まるような条例にしてほしいです。	条例に駐車を取り締まる等の規定を設ける予定はありません。現行でも警察による違法駐車を取り締まられています。また、震度6弱以上の地震が発生した場合には、緊急車両の通行路確保のため環状7号線内側都心部の交通規制を行います。	その他
43	防災意識の啓発	地域等により差が出ないように統一した内容で、定期的な防災意識の啓発を継続してほしいです。	条例では、区は災害対策に関する知識の普及や情報の提供、防災訓練の実施に関する規定を設ける予定です。この規定に基づき、区内各地域での継続的かつ積極的な防災意識の啓発を行います。	骨子にあり
44	防災意識の啓発	制定後の条例に基づく具体的な取り組みや実践が大事だと思います。区民の役割の規定の中に、飲料水、食料等の備蓄が一人当たりどれ位必要なのかわかるようにするとよいと思います。	条例では、区民の責務として自助の観点から、飲料水・食料等の備蓄のほか、住居の耐震性の確保や家具転倒防止対策、避難経路の確認等についても規定する予定です。備蓄すべき具体的な品目、量等については、リーフレット、区ホームページ等で周知しています。 なお、目安としては、3日分の食料や水などの備蓄が基本です。水については、1日一人あたり30が必要とされています。	災害対策の参考
45	災害時要援護者対策	聴覚障害者の安全確認(無事かどうか)をしてほしいです。	条例では、災害時要援護者の支援の推進について規定する予定です。聴覚障害の方の安全確認などの支援については、災害時要援護者の方の安否確認や避難誘導、避難所での対応等についての具体的な施策と手順を定めた「災害時要援護者支援プラン」(平成24年3月)に基づき取り組んでいきます。	災害対策の参考
46	災害時要援護者対策	聴覚障害者への情報提供を保障してほしいです。	条例では、災害時要援護者の支援の推進について規定する予定です。聴覚障害の方への情報提供などの支援については、災害時要援護者の方の安否確認や避難誘導、避難所での対応等についての具体的な施策と手順を定めた「災害時要援護者支援プラン」(平成24年3月)に基づき取り組んでいきます。	災害対策の参考
47	災害時要援護者対策	聴覚障害者のために、全ての避難所にプラカードを用意してほしいです。	条例では、災害時要援護者の支援の推進について規定する予定です。聴覚障害の方への伝達方法については、災害時要援護者の方の安否確認や避難誘導、避難所での対応等についての具体的な施策と手順を定めた「災害時要援護者支援プラン」(平成24年3月)に基づき取り組んでいきます。	災害対策の参考
48	災害時要援護者対策	災害時要援護者は、一人で安否確認に来てても即避難ができないと思います。消防、警察、近隣の学校の生徒等が二次避難所に駆けつけるシステムができないでしょうか。避難所についての知識がない方が例えば「けやき園」に集まったら、とても対応ができるとは思えません。	震災時に消防、警察は消火活動や救出救護、交通規制等に従事するため二次避難所等に駆けつけることはできません。このため、区では避難所を地域の防災活動拠点と位置付け、災害時要援護者名簿をもとに民生委員、防災区民組織、区職員をはじめ避難所に集まる方々の力を活用して安否確認や避難誘導にあたります。	災害対策の参考
49	災害時要援護者対策	東日本大震災の時もそうでしたが、情報が的確に伝わらないことがネックになると考えられます。震災が起きてから(要援護者)名簿開示で、間に合うのでしょうか。	区は、あらかじめ民生委員や防災区民組織に災害時要援護者名簿を配付し、日頃から要援護者の把握に努めていただいています。災害時は、避難所を地域の防災活動拠点と位置付け、民生委員、防災区民組織をはじめ避難所に集まる方々の力を活用して、要援護者名簿をもとに安否確認や避難誘導にあたります。	災害対策の参考

50	災害 時要 援護 者対 策	マンションの上層階に住んでおり、寝たきりの家族がいます。大災害時は、福祉避難所への避難ができるとは思えず、できたとしても、必要な医療ケアが準備されるのか心配です。被災しなければ自宅で過ごすのが一番よいのですが、医療機器のための電源が問題となります。都では予備電源を配布する準備を進めているとのことですが、区は連携しているのでしょうか。また、区内の電源必要者を把握しているのでしょうか。	東京都では昨年度から在宅人工呼吸器使用者に対し、バッテリー貸与の支援を開始しています。区では、とりわけ緊急性・特殊性の高い在宅人工呼吸器使用者に対する対策が重要と考え、東京都と連携し、対象者の把握を行っています。 また、今年度より難病で在宅人工呼吸器を使用している方のうち希望する方を対象に個別支援計画の策定も開始しました。今後も引き続き災害時支援体制を充実していく予定です。	災害 対策 の参 考
51	災害 時要 援護 者対 策	要援護者登録は済ませていますが、自宅避難をしている場合、孤立して必要物資も届かないのではないかと心配です。	条例では、災害時要援護者の支援体制の整備の推進について規定する予定です。また、自助の視点から区民の責務の一つとして水、食料等の生活必需品の備蓄について規定する予定です。 なお、避難所では在宅避難者分の食料の備蓄を行っており、配布については、避難所等を地域の拠点として、必要な体制を整えていく予定です。	災害 対策 の参 考
52	家具 転倒 防止 対策	賃貸マンションだと、釘で固定する等の家具の固定がしづらいので、行政でも検討して欲しいと思います。	釘等を使わず壁等を傷つけない固定器具もあります。区では家具転倒防止器具の設置に関する無料相談・取付け(原則として器具本体は有料)を行っています。なお、条例には、家具転倒防止対策に対する区の助言、指導等を規定する予定です。	骨子 にあり
53	家具 転倒 防止 対策	家具転倒防止のため、大きな家具の廃止を進めてください。	大きな家具の廃止の推進は困難です。条例では、区民の責務として家具類の転倒防止等に努めていただくとともに、区は適切な助言、指導等を行う旨の規定を設ける予定です。	骨子 にあり
54	避難 誘導	地図等で、避難場所の表示をしてほしいと思います。	現在、避難場所や避難所を表示している避難場所地図を作成し、区施設、イベント等で配布するとともに、区ホームページにも掲載しています。また、区内各所に避難場所案内標識を設置しており、避難所や避難場所においても、その旨の表示を行っています。	災害 対策 の参 考
55	避難 誘導	子どもにもわかりやすい避難経路の看板が必要です。	個別具体的な提案のため、条例に直接的な規定は設けませんが、区内各所に避難場所案内標識を設置しており、避難所や避難場所においても、その旨の表示を行っています。ご意見を踏まえて、わかりやすい表示方法を検討します。	災害 対策 の参 考
56	避難 誘導	災害時に逃げ込める安全な建物には、その旨がわかるマークがあるとよいです。	個別具体的な提案のため、条例に直接的な規定は設けませんが、災害時に逃げ込める安全な建物については、避難所のほか、区の施設や大学等を帰宅困難者一時滞在施設として指定しています。避難所については、今後検討していきます。	災害 対策 の参 考
57	備蓄 物資	避難所での食料の備蓄については、エンシュアリティのような液体の栄養食は、保存性、カロリー、利用しやすさ等から胃腸造設者だけでなく万人が利用できるのによいと思います。	個別具体的な提案であるため、条例に直接の規定は設けませんが、今後の参考とさせていただきます。	災害 対策 の参 考
58	食料 の確 保	区内の農家を再生して、食料の確保を図ってください。	個別具体的な提案のため、条例に直接的な規定は設けませんが、区では首都直下地震の被害想定に基づき避難所に想定被災者数の1日分の水・食料の他、生活必需品の備蓄を行っています。2日目以降は東京都と協力して炊き出しを行うこととなっています。 また、23区、長野県伊那市や山梨県北杜市、群馬県沼田市と相互応援協定を結び食料等の調達を行うほか、飲料メーカーとの協定により飲料水の確保も行うこととなっています。なお、区内において、農家を再生しての食料の確保は困難と考えます。	そ の 他

59	食料の確保	食料の確保のため、小・中学校やビルの屋上を利用して、米や野菜を作ってください。	個別具体的な提案のため、条例に直接的な規定は設けませんが、区では首都直下地震の被害想定に基づき避難所に想定被災者数の1日分の水・食料のほか、生活必需品の備蓄を行っています。2日目以降は東京都と協力して炊き出しを行うこととなっています。 また、23区、長野県伊那市や山梨県北杜市、群馬県沼田市と相互応援協定を結び食料等の調達を行うほか、飲料メーカーとの協定により飲料水の確保も行うこととなっています。災害時の食料確保を目的とした小中学校やビルの屋上での米や野菜の栽培は、困難と考えます。	その他
60	食料の確保	備蓄物資がなくなっても大丈夫のように、区民に農家のノウハウを教えてください。	個別具体的な提案のため、条例に直接的な規定は設けませんが、区では首都直下地震の想定被災に基づき避難所に想定被災者数の1日分の水・食料の他、生活必需品の備蓄を行っています。2日目以降は東京都と協力して炊き出しを行うこととなっています。 また、23区、長野県伊那市や山梨県北杜市、群馬県沼田市と相互応援協定を結び食料等の調達を行うほか、飲料メーカーとの協定により飲料水の確保も行うこととなっています。農家のノウハウを継承することによる食料の確保は、区内では困難と考えます。	その他
61	防災訓練	例年の避難訓練は、町会等のお遊びに過ぎません。もっと具体的に手取り足取りの内容にしないと、災害時に考えて行動できるようになりません。	現在、自ら考えて行動する発災対応型訓練などの実践的な訓練をはじめ避難所宿泊訓練や東日本大震災で課題となった女性の視点を取り入れた避難所運営訓練などもモデル校を設定し、実施しています。今後はこれらの訓練を全避難所で実施できるよう取り組んでいきます。 なお、条例では、積極的な防災訓練の実施とその支援について規定する予定です。	災害対策の参考
62	防災訓練	町会では毎年防災訓練を実施していますが、参加者の高齢化が進み、マンションの増加で若い人たちが減っています。若い世代の防災訓練への参加が課題であり、条例に期待します。	若い世代の防災訓練への参加は区としても課題として認識しています。条例では、防災訓練の積極的な取り組みや支援について規定する予定です。このような取り組みの中で、若い世代の防災訓練への参加を促進していきます。	災害対策の参考
63	復興対策	復興対策については、犯罪防止、プライバシー保護について、配慮してほしいです。	条例では、復興対策に関し、都市の復興等のほか、区民生活の再建及び安定等についても規定する予定です。	骨子にあり
64	避難所	避難所での喫煙及び飲酒の禁止、避難所へのたばこ(関連品を含む。)及び酒類の差入れと受取りの禁止をぜひ明記してください。	個別具体的なご意見のため、条例で直接規定する予定はありませんが、避難所運営管理協議会を中心に取り組んでいる避難所生活上のルールづくりの中で、参考とさせていただきます。	災害対策の参考
65	避難所	避難所にいる状況を前向きに利用して、喫煙及び飲酒についての中毒症状治療に力を貸すことも行政として大切ではないでしょうか。	個別具体的なご意見のため、条例で直接規定する予定はありませんが、避難所の健康管理や巡回診療など、現在取り組んでいる災害医療体制の見直しを進めていく中で、参考とさせていただきます。	災害対策の参考
66	被災者のケア	極限状態に置かれた人は、思いがけない行動をとることも予想されるので、ハード面だけの充実ではなく、ソフト面でのケアもお願いします。	条例では、復興対策の規定の中で、区民生活の再建や安定について規定する予定です。災害による直接的な心的外傷や避難生活の長期化に伴うこころの健康問題については、避難所・仮設住宅への巡回による個別相談やチラシ・ポスター等による情報提供、相談窓口・専門相談を設置するなどし、対応していく予定です。	骨子にあり

4 その他

No.	分野	意見の趣旨	意見に対する区の考え方	対応
-----	----	-------	-------------	----

67	その他	フランスのパリは、出発駅から降りる駅はどこでも、同料金です。これを見習って、公共交通機関の利用を促進するため、運賃の低価格化を進めてください。	公共交通機関の運賃等の設定は基本的に認可制度等の下、各事業者等に委ねられており、この条例では運賃の低価格化を推進について規定をする予定はありません。	その他
----	-----	---	--	-----